

第五回 岐阜広域合併協議会開催

個人住民税均等割の取り扱いについて継続協議へ
乳幼児医療費助成も引き続き継続協議

第五回岐阜広域合併協議会が
八月二十九日、長良川国際会議
場で開催され、次の事項につい
て協議が行われました。

承認された事項

〈前回からの継続審議〉

介護保険事業について
岐阜市が保険者となり運営
し、平成十八年度からの保険料
については、第三期介護保険事
業計画の策定の中で調整する。
その他福祉事業について
災害援護資金・災害弔慰金に
ついては現行のとおりとし、生
活保護については岐阜市制度を
適用する。

〈今回の議案〉

町名・字名の取り扱いについて
各市町の意向を尊重し、現行
の町名・字名と紛らわしくない
ように調整する。

慣行の取り扱いについて
市民憲章については合併後速
やかに制定し、市章については
岐阜市の市章を適用する。

環境対策事業について
ごみやし尿の収集方法、収集
料金制度等については、合併後
三年を目処に調整する。

合併浄化槽設置補助制度につ
いては合併時までに新たな制度
に統一する。
国際交流・広域交流事業につ
いて

岐阜市が行っている国際姉妹
都市・友好都市については継承
し、その他については合併後調
整する。

継続協議となった事項

〈前回からの継続審議〉
児童福祉事業について
乳幼児医療費助成等について

〈今回の議案〉

地方税の取り扱いについて
住民税、事業所税、固定資産
税、都市計画税等の取り扱いに
ついて

これらの協議の内容については、今
月の広報紙とともに届けけた「岐
阜広域合併協議会だより第五号」に
掲載しておりますのでご覧ください。

合併したら税金の負担は？

今回、継続協議となった「地方税の取り扱いにつ
いて」は、住民生活と密着しており、住民の関心度
も高いものであります。
行政が賦課する地方税は、自主財源として歳入の
根幹となるもので、行政サービスを提供するため、
必要不可欠な財源となります。

また、新市においては、一つの地域としての一体
性の確保、負担の公平、健全な財政の運営を基本に
税率等を統一し、自主財源の確保に努めなければな
りません。

しかしながら、合併する市町間で、住民税の税率
が異なる場合や、都市計画税や事業所税を課税して
いる、課税していないといった相違がある場合は、
合併により税負担が変わることになります。
現在、下の表のような調整案で、関係市町と協議
を行っています。

合併後の主な地方税の調整案

税目		現行	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
市民税	個人均等割	2,000円/年	2,000円/年	2,500円/年		3,000円/年		
	個人所得割	3%~12%	現行どおり					
	法人均等割	50,000円~3,000,000円	現行どおり					
	法人所得割	12.3%	現行どおり					
軽自動車税		1,000円~7,200円	現行どおり					
固定資産税		1.4%	現行どおり					
都市計画税 *1		制度なし	課税を免除					0.3%
事業所税 *2		制度なし	課税を免除			600円/m ² ・0.25%		

九月号記事の訂正
九月号の記事中九ページ「市町村
合併住民説明会開催」の文中に誤り
がありました。
お詫びして訂正いたします。
(誤)水道受益者負担金
(正)下水道受益者負担金